

事 務 連 絡
令和 4 年 9 月 1 6 日

各都道府県廃棄物主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局
災害廃棄物対策室

令和 4 年台風第 1 4 号により災害廃棄物が発生した場合の処理に係る
初動時の対応について（周知）

令和 4 年台風第 1 4 号により各地で被害が生じ、これに伴い、様々な種類を含む廃棄物の発生が予想されます。

災害廃棄物処理計画の記載内容を御確認頂くとともに、停電・断水や通信障害といった被害も想定されることから、ごみの収集等を極力止めることのないよう、廃棄物処理施設の BCP の確認やごみの受入方針の検討等、必要な事前の備えを実施してください。

なお、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理は、生活環境の保全・公衆衛生の悪化の防止に非常に重要です。十分な面積の仮置場を確保し、可燃物、木くず、畳、布団、不燃物、家電、コンクリートがらなど搬入時から数種類に分別して仮置場に搬入することが重要であり、適切な分別により処理期間の短縮やコストの削減にもつながります（別添 2）。

また、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に向けた初動時の災害応急対応などについては、近年の水害、地震等の経験をもとに「災害廃棄物対策指針」や、「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き」（以下、手引き）を策定しておりますので、初動時の参考としてください。特に、手引きに掲載している事前に検討すべき項目のチェックリストを適宜御活用ください。貴都道府県におかれましては、上記について貴管内市区町村に対し周知徹底を図っていただきますようお願いいたします。

災害廃棄物の処理に関して技術的な疑問等が生じましたら、各地方環境事務所（別添 1）又は環境省災害廃棄物対策室まで御連絡をお願いいたします。

（災害廃棄物対策指針はこちらから）

<http://kouikishori.env.go.jp/guidance/guideline/>

（災害廃棄物処理の注意点はこちらから）

http://kouikishori.env.go.jp/document_video/pdf/pamphlet.pdf

（災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引きはこちらから）

http://kouikishori.env.go.jp/guidance/initial_response_guide/

<連絡先>

環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室

担当：小早川、小野

TEL：03-5521-8358（直通）E-mail：hairi-saigai@env.go.jp

（夜間・休日等での緊急 TEL 050-3351-0161、050-3351-0163）

< 地方環境事務所 連絡先一覧 >

北海道地方環境事務所 資源循環課 : TEL. 011-299-3738

東北地方環境事務所 資源循環課 : TEL. 022-722-2871

関東地方環境事務所 資源循環課 : TEL. 048-600-0814

中部地方環境事務所 資源循環課 : TEL. 052-955-2132

近畿地方環境事務所 資源循環課 : TEL. 06-6881-6502

中国四国地方環境事務所 資源循環課 : TEL. 086-223-1584

中国四国地方環境事務所 (四国事務所) : TEL. 087-811-7240

九州地方環境事務所 資源循環課 : TEL. 096-322-2410

災害廃棄物の分別について

令和4年9月16日

環境省
災害廃棄物対策室

災害廃棄物の分別の重要性

- 災害時には、**様々な種類を含む廃棄物**が、**一度に大量に**発生。
- 災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理は、**生活環境の保全・公衆衛生の悪化の防止**に非常に重要。
- 可燃物、家電、コンクリがらなど**数種類に分けて仮置場に置くことが必要**。分別が不十分だと灯油や電池等の混入により火災が発生したり、生ごみ等の混入により悪臭や害虫が発生するおそれあり。

仮置場の設置と周知が遅れると・・・

- ・市の指定した仮置場ではない近隣公園に災害廃棄物が置かれはじめ、数日で膨大な量が持ち込まれる事態に。
- ・家屋近隣に臨時の仮置場が設置され、悪臭、害虫、粉じん等生活環境・公衆衛生が悪化する事態に。

分別が重要！！

分別されて適正に保管されている仮置場

災害廃棄物の分別例



処理困難物(布団等)

廃自動車等

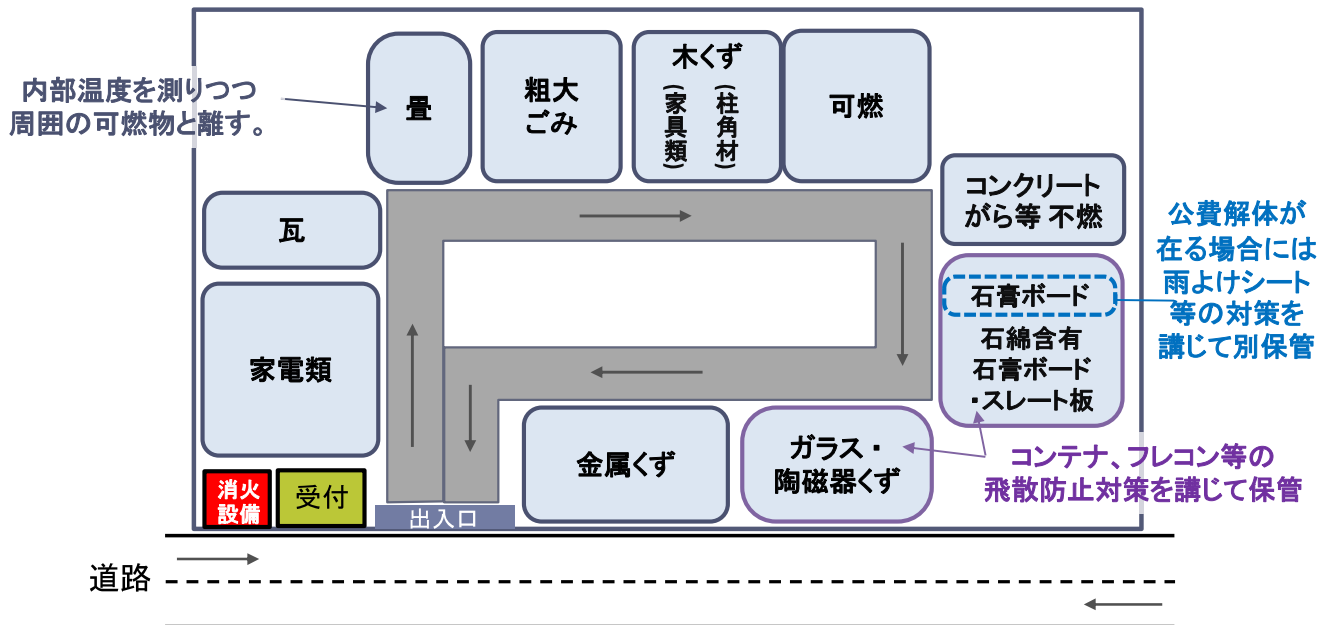
危険物・有害物等(灯油)

仮置場での種類別の災害廃棄物の管理(例)

【留意事項】

- 火災防止として、木くずや可燃物は高さ5m以上積み上げ禁止。畳は2mを超えないように保管する。
- 鉛蓄電池(自動車、オートバイに積載)は火災発生の原因となるので、混ぜない。
- 小型電気製品等の内蔵電池の発熱から金属くずの火災に繋がるため、異常の早期発見に努める。
- 消火器などの消火設備を設置する。

【配置例と諸注意】



指定された家庭ごみ以外の持ち込み禁止

